

富田林市立大伴小学校 いじめ防止基本方針

令和7年3月21日改訂

1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

- ・ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・ 本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。
- ・ 本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、総力を挙げていじめ防止の対策に取り組む。
- ・ 学校及び教職員は、全ての児童が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に処し、早期解決、及び再発防止に努める。

(2) いじめの定義

- ・ 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意点

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- ②いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- ③「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかのつながりのある人的関係をさす。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑤なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいた場合、当該児童がそのことを知らずにいるようなケースなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑥加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要とする。
- ⑦具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視をされる。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・体をひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめをおこなってはならない。

2. 本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

「本校の取り組み概要（別紙1）」「大阪府教委作成いじめ対応マニュアル」参照

(1) 取組姿勢について「いじめは絶対に許さない」「二度と同じ悲しみをくり返さない」

・本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、

校長のリーダーシップの下、「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント（別紙２）」を参考に、全職員で総力を挙げて取り組む。

（２）いじめの防止（防止が一番大切である）

① 基本的考え方

ア）いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む。

- ・ いじめは「どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

イ）集団づくり、仲間づくりをすすめる。

- ・ 未然防止の基本として、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ・ 児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくように取り組む。

ウ）未然予防の取り組みの成果について、PDCAサイクルに基づく取り組みを継続する。

- ・ 未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続していく。

② いじめの防止のための取り組み

ア）いじめについての共通理解を図る

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

イ）児童が、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 学校の全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円

滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

・取り組み例

- ①「ソーシャルスキル・トレーニング」：「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間で練習を行う取り組み。【『いじめ対応プロジェクト』を活用した取り組み】
- ②「ピア（仲間）・サポート」：異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取り組み。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることが多くあることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年での人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。
- ・なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

エ) 児童に自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ねたみや嫉妬などのいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ・その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。
- ・幅広く長く多様なまなざしで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長・発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

オ) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。（代表委員会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、大人数で行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。
- ・なお、代表委員会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役職にある児童だけが行う活動に陥ったりする例もあるので留意するようにする。
- ・教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見

① 基本的考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童についての情報交換を行い、情報を共有していく。
- ・なお、指導に困難を抱える学級や学年では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

② いじめの防止や対策のための組織

「いじめ等防止対応会議」を設置し、定期的に取り組みをすすめる。

具体的な内容は以下のとおりとする。

ア) 構成員

校長、教頭、首席、SSW、生徒指導担当、学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭

イ) 活動内容

- ・ いじめの防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること
- ・ いじめ事案への対応に関すること
- ・ 不登校傾向者に係る情報交換
- ・ 生徒指導事案や不登校傾向にある児童の情報交換とその対応に関すること

ウ) 開催

- ・ 原則として月1回を定例とする

③ いじめの早期発見のための措置（アンケート、教育相談等の実施）

- ・ 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートな

どを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検・修正する。また、いじめ等諸問題の相談窓口について広く周知する。
- ・なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。
- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ・なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても教職員全体で共有して、組織的な対応を行う。具体には、下記の取り組みをすすめる。

ア) いじめの定期的調査

- ・児童対象アンケート調査・・・・・・年3回（6月、11月、2月）
- ・児童対象カウンセリング・・・・・・年2回（6月、11月、2月）

イ) いじめ相談体制

- ・いじめ相談窓口の設置
- ・いじめ等悩み相談箱の設置
- ・スクールカウンセラーやSSWの活用

※留意点

- ①アンケートは、学期などの節目で児童の生活や人間関係の状況を把握できるよう、全ての学年において年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てることが必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。
- ②児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、決してあってはならない。

④ 学校協議会委員との連携

- ・学校協議会で委員と連携し、地域からの情報を収集する。地域での子どもたちの様子を聞き、ささいな変化を見逃さないように努める。また、連携により学校での子どもの様子と地域での様子がわかることにより未然防止、及び早期発見にいかす。

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対

し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげられなければならない。すなわち、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得る。

- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。いじめ等防止対策会議において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人間的成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関とも連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応（早期対応、組織的対応）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って富田林市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援について

- ・いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めさせるよう留意する。
- ・また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとし、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受け

られる環境の確保を図る。

- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・また、事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討していく。
- ・ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※留意点

- ・懲戒とは、学校教育法施行規則に定める訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

(退学・停学は、適用されない。)

⑤ いじめが起きた集団への働きかけも重要

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と

加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。さらに必要に応じて被害児童の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

⑥ ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、保護者と関係機関に相談し、適切な対応をする。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・ なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を深めていけるための啓発を行う。（入学式において、生指担当から保護者へ啓発を行う）

（4）いじめ解消の要件について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・ ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（5）その他の留意事項

① 組織的な指導体制

- ・ いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ等防止対応会議」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通理解を図っておく。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

- ・また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

② 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

③ 学校評価と教員評価

- ・学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう留意する。

④ 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。また、学校基本方針の内容は入学時や各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。